

令和6年厚岸町議会第1回定例会		
令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		令和6年3月6日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	令和6年3月13日 午前10時01分
	閉 会	令和6年3月13日 午後 1時36分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音喜多 政 東	○	12		
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 11名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	佐 藤 浩 之	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総 務 課 長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	三 浦 克 宏	教 委 生 涯 学 習 課 長	川 越 一 寿
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	鈴 木 康 史	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	堀 部 誠	監査事務局長(併)	亀 井 泰
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	真 里 谷 隆		
水産農政課長	高 橋 政 一		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	渡 部 貴 志		
病院事務長	星 川 雅 美		
水 道 課 長	高 瀬 順 一		
会 計 管 理 者	塚 田 敦 子		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(6 . 3 . 1 3)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(令和6年度各会計予算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和6年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和6年3月13日

午前10時01分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、昨日に引き続き、令和6年度各会計予算審査特別委員会を開会します。

早速審査を進めてまいります。

276ページをお開き願います。3項中学校費から始めます。

3項中学校費、1目学校運営費。

6番。

- 中川委員 ここで質問、学校運営費で質問させていただきます。

教育長あれですね。今回の定例会、6日の日に開会されたわけですが、1日前の5日に新聞報道がありました。「部活、地域移行へ新組織、厚岸町教育委員会、24年度は陸上、吹奏楽」、こういう新聞報道されております。

これで私、何回もこの新聞を読んだのですけれども、私の解釈がもし違ってまいりますので、確認も含めまして、質問させていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

そしてまた、一般質問で隣の音喜多委員がこの件について質問されていますので、私も幾らか納得した点もあるのですけれども、分からないところがありますので、質問させていただきます。

その前にちょっと確認なのなのですが、厚岸町立中学校は、厚岸、それから真龍、太田と3校の中学校ですね。それで、この部活動はそれぞれの三つの中学校で、それぞれ先生方が今までどおり指導されていた。これは私の解釈なのなのですが、働き方改革によって陸上と吹奏楽は、地域の指導者でやるのだと、こういう解釈を私しているのですけれども、そのとおりですか、どうですか、お伺いします。

（議事進行）

- 委員長（竹田委員） 7番。

- 南谷委員 今の質問なのなのですが、302ページ、部活動移行推進協議会、こっこのほうに予算計上されているのですけれども、ここでは違うのではないのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時04分休憩

午前10時08分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 中学校の部活動の移行につきましては、今おっしゃいました、町内三つの中学校の中で、さきの答弁でもございましたとおり、まずは令和6年度は陸上、それと吹奏楽、これは受け皿があるということで、ご質問者おっしゃいました働き方改革を軸に国のほうで指針を出されまして、厚岸町も北海道、国と同様に、この動きを進めるということでございます。

●委員長（竹田委員） 6番。

●中川委員 今、私、質問した24年度は陸上と吹奏楽ですよ、あとはあれですよ、今までと変わらない。先生方が指導するという意味ですよ、それは変わりませんよね。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 基本的には変わりません。それとすみません、令和6年度につきましては、それ以外に、子どもたちのキッズクラブ、スポーツの部分では子どもたちを対象としたクラブ、それと、今、海事記念館で行っている子どもクラブという歴史や科学などを学ぶ、そういうもので合わせて、部活と合わせますと四つになります、活動自体はですね。

一般質問のときもお答えしたとおり、この後、運営委員会なるものを立ち上げまして、同時に協議会も存続していくという方針でございますので、基本は令和6年度は今言った2部活と二つのクラブというような感じになってございます。

●委員長（竹田委員） 6番。

●中川委員 分かりました。

ここでちょっと、二つの部なのですから、陸上と吹奏楽なのですから、今まで指導している先生は、指導者がつきますけれども、顧問とか何という立場ではもうつかないで、全然指導者で、生徒に、この陸上と吹奏楽は指導者で、だから先生は顧問の形でつかないと、全然この指導者でやられると、こういうことですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 令和6年度につきましては、まず休日の移行ということで、土日に関しまして、いわゆる教員の方が指導する場合については、指導者という形、それと平日の通常の部活動はまだ移行しませんので、それは教員としての立場で、顧問としての立場で、学校で教えるということでございます。

- 委員長（竹田委員） 6 番委員、すみません。地域移行の予算関係も何にもなく、地域移行だけに特化した質問だけでずっと話をするのであれば、それであれば、僕さっき言った、7 番委員に対して休憩時間に申し上げたのですけれども、303ページに地域移行の部分の検討協議会というのがあるので、それだけに特化するのであれば、ここで聞いてほしいのですよ。僕はもっと広がった話なのかなと思って受けたのですけれども。

6 番。

- 中川委員 ですから私、先ほど言ったように、新聞記事に、私の解釈が違ってたら困るのでということで前置きして質問してるのですよね。そして、今、委員長が注意してくれたように、協議会の話もしようと思って、ここに新聞の後ろのほうに協議会の話も出てるものですから……。

- 委員長（竹田委員） 協議会の話だったら303ページの011のところにあるのですよ。予算とか、何にも金額とかそういう関係で、広がった話であればここで受けてもいいのだけれども、協議会とその地域移行、検討協議会とあるのですけれども、そこだけに特化された話であれば、ここで聞く場所ではないですよという話なのです。

やっぱり仕切りをきちっとしていかないとならないので、よろしいですか。

303ページの011でもう一度お願いします。よろしいですか。

1 目学校運営費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目学校管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3 目教育振興費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

10番。

- 堀委員 資料要求をいたしました、287ページ、芸術文化というところで質問をさせていただきます。

令和5年度の文化サークルのサークル層及びサークルの名称を並びにその活動状況ということで、資料を出していただきました。昔、十何年ほど前、私も議員になってから一度文化協会の資料というものを頂いたことがあります。そのときには、もっとたくさん、あのときは25、26個あったかなというふうに思うのですけれども、この数、今

は10個しかないという数を見たときには、こんなに減ってしまったのだなという、本当に驚きというものがあったのですけれども。

今この中で見たときに、積極的に活動されている団体もありますし、またそうでない団体というのものもある。これは、それぞれの活動の内容というものが、個々それぞれいろいろな事情というものがあるので、それについてはいいのですけれども、気になったのが、真龍小学校には、陶芸用の電気窯ありますよね。あれの利用状況というのはどのようになっているのか。例えば何かしらの陶芸愛好会みたいなのがあって使うとかというそういうことというのは、今までされたことがあるのでしょうか。元はあったのけれども、今やる人がいなくてないのか。それとも全然初めから、物だけ置いただけで全然使われたこともないのか。そこら辺。

あと、真龍小学校には、たしか和室があって、琴もあったかというふうに理解しているのですが、私がやるわけではないので、それがあのかどうか分からないのですけれども、そういうようなものが既に施設のほうに設備として備え付けられているものというものもあるはずです。

そういうものに対して、生涯学習のほうでは、どのような考えでいるのか。今までどおり何もせずに、あの施設なりを遊ばせておくのか、そこら辺はまずどのように考えているのかお聞かせください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

まず、施設については、遊んでいる状況にはございません。今、資料でお示した文化サークルの数等につきましては、いわゆる中央公民館、福祉センター、それと分館及び社会教育施設、真龍小学校ももちろん入ります。この中の私どもが押さえている活動の数となっております。

文化サークルが過去に二十何個あったと思うということでございます。私どもは、過去には全国的なのかな、生涯学習リーダーバンクというものがございまして、その中に、いわゆる文化団体等の講師などを蓄積して派遣できるような体制を取ってございました。ただ、活用度合いが少なく管理が難しいということで、これはすみません、年次は覚えていませんが、かなり前に廃止されております。その頃のやつだと思うのですが、古い資料を見ますと、51団体登録がございました。ただ、中にはもう明らかに活動されていない、いわゆる指導者の方もいらっしゃらないというようなことも見え隠れしておりますし、その表自体は、蓄積は押さえる意味では持っておりますが、全体的な精査はされてございません。

それと、最初に申し上げた施設の利用につきまして、真龍小学校の利用ですが、この提出させていただいた資料の陶芸サークルが二つ、4番と5番目でございます。こちらは、真龍小学校を活用してございます。ただ、活用度合いについては、あくまでも社会教育施設で私どもが把握できるものということでございまして、個人個人が、例えば生涯学習事業を経て文化的な活動を身につけられて、独自でどこかに集まってやっているというものはちょっと把握し切れませんので、そういうものは入っていないということ

でございます。

陶芸サークルにつきましては、真龍小学校の窯を使っておりますし、この回数でいけばかなり少なく見えますが、もしかすると違うところで別な月にはやっていたりするのかもかもしれません。

それと、和室というところがございますが、そちらは、今は琴ではなく、着つけですとか三味線の方たちが、これはこのサークルにはちょっと入れておりませんが、いわゆる社会教育事業ということで、まなviva厚岸という事業がございます。これはあくまでも事業ということでやっておりますので、サークル数には入れておりませんが、そういう教室みたいなものを講座として開設しており、その方たちが和室を使っております。

そのほかに工作室、調理室等ございますが、これにつきましては、まさにうちの生涯学習系の事業として、先週末もそうだったのですけれども、地元食材を使った親子の箸を自分で削って作ってご飯を食べると、地元の食材を食べるというようなことで調理室、それと工作室。

ほかの社会教育事業は多々あるんですが、基本的には、そのものにもよりますけれども、和室を活用したり、工作室を使ったりということで、このサークルの数と全く利用度合いについてはリンクしないのですけれども、ある一定程度は利用はしっかりされてございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

陶芸があったのは、私はネイパルのほうにもあるものですから、そちらのほうで使っているやつなのかなというふうに誤解をしていました。

それで、本論としては、そこが必要なわけではなくて、どんどんどんどん減っていく文化サークルのままでいいのかという話になると思うのですよ。例えば、皆さんが取り組みやすいといえ、例えば将棋とか、囲碁とか、囲碁はちょっとあれなのかな少しハードルが上がるのかもしれませんが、そういうような人方、今はスマホとかでも実際には相手でもできるのですけれども、ただ機械の向こうの人とやるよりも、実際に人と会う、そういうものが大事だというふうには私としては思います。

そのような形の中で、文化サークルを積極的に増やしていく、そういう取組というのがやはり必要でないのかなと、いろいろな趣味というものが確かに町民の中でいろいろあると思います。釣りはスポーツのほうに入ると思うので、若干ちょっと違うかなと思うのですけれども、そういうようないろいろな趣味を持っている人たちの動向というものをつかまえた中で、その人をはじめとして広がりを持たせた中で、文化サークルというものをどんどんどんどん広げていく、そういう必要があるのではないのかなと。趣味というものが充実してくれば、やはり町民の満足度というものにも大きく関わってくるものだというふうに私は思います。

厚岸町に住んでいったな、ただ仕事があるからいいのだというだけではなくて、いろいろな自分のやりたいことも一緒になってやる人方もいて、楽しく厚岸町に住めるといふふうになれば、町民満足度というものもより一層上がってくるものかなというふう

に思っております。そういった点で、文化サークルを今後増やしていくような取組というものをどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） まずは、文化サークルを増やす取組でございます。

うちの組織としては、社会教育主事という立場の職員がでございます。社会教育主事は実は昨年、新たに着任したものがおりまして、今までの活動は素晴らしいものがとても多くあったのですが、さらに専門的知識を加えた中で、実は事業の内容も少し変えて、そういう文化的な活動を、いわゆる体験する講座については、例えば先日、先ほど申し上げた先週末のやつでいけば、30人を超えるような申込みがあったり、その前には、燻製講座というのがありまして、申込み人数が定員に対して倍の人数が来たということで、実はそれも新規の方が多いと。今まで社会教育事業に参加されていない方が増えているという意味では、新たな工夫をすることによって、まず文化を楽しむ方が増えているのかなというのが少し変わったかなという部分でございます。

あと、大きな部分で言いますと、先ほど申し上げたリーダーバンクは、今現存していないという認識でございますが、改めて、ちょっと話があれですけれども、部活動の地域移行の中では、中学校の部活動以外にも、幼少期のお子様から高齢者の方たちまで、高校生以上もいろいろ楽しめるようにということで、海事記念館の子どもクラブ等も入ってきます。この中には、物を作ったりというのでしょうか、科学館的な分野ではありますけれども、そういうものを作ったりという文化的に近いものもございますし、あと、情報館のほうでも実は折り紙ですとか、そういうものを使った、ちょっとしたイベントが実は毎月たくさん行われておりまして、そういうのもございますが、部活の地域移行の中では、この先、いわゆる指導者となる方を蓄積していかなければならないと考えております。

部活の地域移行については、スポーツのみならず、芸術文化ということもございますので、結果としては、リーダーバンクを廃止しておりますが、新たなリーダーバンク、指導者バンクと今ちょっと想定しておりますが、そういう方を蓄積をした中で、今後の部活の地域移行と言っている中では、運営委員会が立ち上がった中で、その文化活動も取り入れるということも視野に入れておりますので、そういう形で今後、町民の皆さんが学びたいこと、文化的な文化サークルの広がりについて考えていきたいと思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目社会教育総務費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 目文化財保護費。
2 番。

- 室崎委員 ここでお聞きしますが、町長の町政執行方針の中で、「文化財保護については、アッケシソウの試験栽培を継続するとともに、関係自治体の交流を図ってまいります」という下りがあります。また、教育行政執行方針の中でも、「アッケシソウについては、試験栽培と自生地調査を継続し、研究を進めるとともに、アッケシソウのある岡山県浅口市との学校交流や、担当者同士の情報交換を行ってまいります」と。表現は違うのですが、アッケシソウを機縁とした関係自治体という、岡山県浅口市との交流を進めていくという言い方をなさっております。

それで、アッケシソウに関連する他の問題もちょっとありますので、二、三お聞きさせていただきます。今申し上げましたとおり、町政執行方針、教育行政執行方針の中で、関係自治体との交流ということをやっておりますけれども、これについては、具体的にはどういうことを考えているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

まず、アッケシソウについて、教育行政執行方針のほうでは、関係機関等との連携ということで、浅口市と学校間交流や担当者同士の情報交換ということで、同じアッケシソウが自生している自治体として、先般、昨年の講演会をご縁にしまして、まずは、お互いの地域での生息域のいろいろな差だとか、こういうものを一度ずつそれぞれ訪問してみてもありますが、引き続き、学術的なと申しますか、地域差、個体差、そういうものをうちは試験栽培を行っておりますので、それに対する有益な情報、それが寒冷地と温かい地域、それぞれ双方向で役に立つ部分があるのであればということで、先般こちらに2名の方がいらっしゃった際に、そういうお約束をした中で、引き続き、毎年アッケシソウの栽培について情報交換をしていこうということで、生涯学習課としては、そういう教育委員会同士のつながりをまず強めていきたいと、そういう意味の交流で考えてございます。

- 委員長（竹田委員） 指導室長。

- 教委指導室長（藏光室長） 学校教育というところでお話しします。

教育委員会では、まずアッケシソウという厚岸町にとっても大変貴重な植物、こちらのほうを、ただ、学校にこういう交流があるからやってくださいという形ではなくて、学校の教育活動の中にしっかり位置づけて取組を進めるという形で考えております。

そこで、まずは地域的なところからいっても、厚岸小学校の教育活動の中でこれを位置づけてもらおうということで、昨年末に厚岸小学校のほうと話をしまして、このアッケシソウの学習について、こういう形でもできますよというところを提案しながら話を進めまして、今、カリキュラムの作成のほうをしっかりといただいているところです。

なので、令和6年度からは、まず厚岸小学校のところを切り口にしながら、アッケシソウに関する学習を総合的な学習の時間でしっかり位置づけて学習をし、その学習も短期的な学びのプロセスをしっかりと踏みながら、学習したことを浅口市のほうとしっかり交流できるような形で進めていこうということで、取組を進めているところです。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 町長部局からも何か出てくるのかと思ったら、教育委員会の話だけで終わっちゃうのですね。

町長の行政執行方針の中では、関係自治体との交流というのは、はっきりうたっているのですよね。それは今、教育委員会は担当者や学校間交流ということだと思うのですが、浅口市のほうは市長がわざわざ表敬訪問に来たのですよ。厚岸町としても答礼をしなければならないのではないですか。それで、例えば、秋にアッケシソウまつりというものを浅口市ではやってますよね。それで、近隣からも結構な人が来るということは、厚文で行ったときにいろいろ聞かされました。そういうようなときに、厚岸町から一般町民含めた団体が、行ってもいいのではないかというふうに思うのですよ。そういうことを含めて検討していただきたいのですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今の浅口市との限られた交流の話が出ておりますが、我々行政としては、交流という活動の中では幅広いわけではありますが、今少し質問がありました。浅口市との関係、私ですね、浅口市を訪問していませんけれども、実は東京でお会いしました、市長と。そしてこの問題についても、いろいろとお話いたしました。そういう中では、取りあえずいろいろな交流をしていこうと。教育委員会等を含めてですね。そういうお互いの前向きのお話をしてみいました。

しからば、交流の具体的な話はどうかということについては、しなかったわけですが、取りあえず浅口市から出たのは、「交流を中心にして、取りあえずやっていこう」というお話でございましたので、私も「そういう点についてはよろしく願いいたします。今後とも連絡を密にしながら前向きに検討していきましょう」ということで、お別れをさせていただいたところでございます。

市長も極めて関心のあるお話をいただいたわけがありますので、私も大嬉しくお会い

をいたし、それぞれの考え方を申し上げたということでもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 厚岸町にはいろいろな前例があるわけですね。例えばオーストラリアのクラレンス、あるいは村山市。これらについても、いろいろな機縁で仲良くしましょうということになったときに、こっちから一般市民を含めた訪問団というものを出しているのですよね。やっぱりそういうことも具体的に考えるべきではないかと思う。今の町長の話の聞いていると、何かきれいな話なのだけれども、ふわふわとしていて捉えどころがないのですよ。だからやはり、そここのところは、できるできないということを含めて、やはりきちんとした検討していく、そういう段階ではないかと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今お話ありましたとおり、オーストラリアのクラレンス、さらには村山市。これは自治体交流であります、それぞれ進んでいるわけであります。浅口市につきましては、そういう交流につきましても今後の課題として取り組んでいかなければならない。私はそのように考えているわけでございまして、早急に村山市と同じような方向で、交流していこうというのをお互いにまだ理解しなければならない点もありますので、この点は将来に向かっていろいろと中身の濃い交流をしていくことが大事であろうと思います。まず、浅口市と厚岸町の相互の土地やアッセシソウ含めて、いろいろと交流を深めていくということが大事でなかろうかな、そのように思っている次第であります。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 分かりました。よろしくお願いします。

それで、もう少しお聞きしますが、このアッセシソウに関連してなのですが、先般、厚岸と名のつくアザミが、地域おこし協力隊のホームページに載っているという話を聞きまして、ホームページではないか、フェイスブックか、それでお話をお聞いたら、いろいろときちんと調べてくれて、詳細なご答弁いただきました。

そのときに、担当課長おっしゃるのは、これだけじゃないと、厚岸で発見された新種というものもあると。そういういろいろな、いわば厚岸町としてというか、厚岸町民としてというか、興味のある植物というものに関しての情報をきちんと公表して、あるいは、海事記念館のようなしかるべきところに展示して、これを広く周知せしめたいというお話をなさったのですが、というふうにお聞きしたのですが、この点については間違いないですね。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 先般、申し上げたとおり、海事記念館、そして情報館にもそういうものを備え置いて、町民または来訪者の方に厚岸の名のついた植物をご紹介しますということで、今押さえているもの以外にも、随時、そういうものが1年1年希少になっていく、残念ながらそうになっていくものも出てくるかもしれません。そういうものをアンテナを張って紹介していけるような体制にしたいなと思っております。

●委員長（竹田委員） 2番。

●室崎委員 それで、そういう観点から、もう1点、ぜひ加えるというか、対象にしたいのですが、前にも議会で何回か厚文の意見として出したこともあるのですが、太田の小学校や中学校のある、あの一帯ですね、あそこ公園がございましてね。あそここの、あれは調整池になるのでしょうか、そんなに大きくない、小さな池があるのですが、そのところに、僕らがぱっと見ると雑草が繁茂しているというのと何も変わらないように見えるのですが、これ太田中学校の生徒が、その内容について調査をして、学校の文化祭か何かで発表したということもあるのですね。それで地域の人たちには非常に好評であったと。

太田には、高原の中に湿原があるのですね。そこには非常に貴重な植物なんかがあると昔から聞いておりましたが、そういうものが小さくその池に凝縮されたような生態系になっていると。それで、それについて中学生の発表があったりしたのだが、教育委員会は全然それを知らなかったということも、そのときの議論で分かりました。

その後、管理しているのは建設課だと思うのですが、建設課のほうで釧路の大学の先生を呼んで調査をしてもらっているわけですね。その内容も議会で報告されました。それによると、非常に珍しい植物がその中に入っていて、一つの生態系を作っていて、これは本当に貴重なものだということもそのとき、評価というか報告を受けたという話も議会でお聞きしました。その後これはどうなっているのでしょうか。

そして、これは池そのものの水路の管理だとか、そういうことは建設課かもしれないのだけれども、その生えている植物の、今言ったように貴重なもの、あるいは厚岸町民としては知っておいたほうが良いだろうというような価値のあるもの、そういうものについては情報を公開して、展示するというような話の一連の中に当然入っていくべきものだとは思いますし、またいわばビオトープというのでしょうかね、そういう形で教育の内容にも使えるだけの価値のあるものだと思うのですが、現状は、調査というのは何年に一遍ぐらいずつ行っているのでしょうか。

それから、教育委員会としては、どういう評価をしているのでしょうか。これをお聞かせいただきたい。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまご質問もありました、太田農村公園の池の調査につき

ましては、年に一度、ないしは二度行う年もありますが、基本的には毎年調査を行うという考えであります。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今、建設課長からありました調査につきましては、子どもの学芸員も同行させていただいております。そういう意味では、私たちが日頃なかなか気づかないものを確認できる有益な調査だというふうに感じております。

その中で、海事記念館等に展示するものとして、こういうものもという趣旨かと思われませんが、この内容につきましては、どこまでどういうものを入れるか。まず、大田の部分については、該当になるのではないかなというふうに私は思っておりますが、それに同じ程度に値するものがどのぐらいあってということも整理していかなければいけないと思っております。どの程度のものまでを紹介するかということで、あまり希少ではないから出さないとか、そういう単純な観点ではなく、そこはまず整理をさせていただいた中でやっていきたいなと思います。

常に学芸員が湿原等に行って調査ということには、なかなか難しいと思っております、これは博物館つながりですとか、そういう研究機関等との交流の中で、分かったものについては調べていくというような形が望ましいかなと感じているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2 番。

●室崎委員 何か話が非常に高尚な難しい話になってしまったのですが、私はそこまでは考えていません。ただ、みんながパークゴルフやったり何だりして、すぐ目に行きところにそんないいものがあるのだったら、それは上手に利用してほしいんですね。

湿原の中に入って調査するとか、そういうことに関しては、またそれぞれ専門的な立場で必要なことをやっていただきたいので、今は私一緒にして、そこまでやれということを言っているわけではありませんから、まずは目につくところで、私みたいな何も分からなくても、なるほどなというような社会教育的なことは必要だろうと。

それと同時に、かつて、太田中学の生徒が調査しているというようなことまでやっているものを、教育委員会は見過ごしていたのですよ。ですから、いわゆる実物社会教育として、そういうものが使える教材が目の前にあるわけですから、これは十分活用してもらいたいなと、そういうふうに思って申し上げているので、その点だけ。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（藏光室長） 今、委員のご指摘のあったお話についてなのですが、教育委員会では、まず教育サポートの一覧ということで、今年度中に役場調査編ということで、こういう学習を教科の中、もしくは総合的な学習の時間等で、学習したいのだけ

ども、どこに連絡取ればいいのかというところで、それを見れば、こういう学習したいときには、このところに連絡すればいいというような一覧を各学校にお配りしました。

令和6年度中に、それに加えて、施設編、厚岸町にある施設編、それから自然編ということで、厚岸町にはこんな学習に活用できる自然があるのですよというものがサポートできるような一覧を作成していきたいと思います。

その一覧の中には、当然今お話になった太田地区の植物についても盛り込まれると思います。そのような一覧を各学校に周知した中で、学校はそれを積極的に活用していけるような体制を整えられるように、教育委員会としても働きかけをしていきたいというふうに考えております。まずはその一覧からのスタートになるかなというふうに考えております。

- 委員長（竹田委員） 4目文化財保護費、他にございませんか。
7番。

- 南谷委員 293ページです。040、史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会27万円の計上でございますが、謝礼となっているのですけれども、当然その策定委員会の活動について少し教えていただきたい。

今、国のほうから新たな計画をつくれというような国から指示もあったと。それに向けて計画をつくるということを進めているという話を聞いたのですが、策定委員会の令和6年度の活動状況、それから国からの方向性、そして厚岸の国泰寺に対する史跡活動をどう進めていくのか、この3点についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 史跡国泰寺跡保存活用計画策定委員会でございます。

この史跡国泰寺の保存に関しましては、実はもう数十年前から計画をつくっておりまして、その計画を基に保存、また活用について、専門家の方を交えて、今までも文化財に関する委員会を開いて、あそこの史跡をどのように保存・活用するかという議論を進めてきたところでございます。

そんな中で、実は保存活用計画というものが既に、先ほど申し上げた、過去につくったものがございましたが、実はこれは国のほうの指摘として、あまりにも年次が過ぎてしまったために、新たに策定し直さなければ、計画として認めることは難しいというようなことがございまして、今までずっと積み上げてきたものが、生かすことができないというような結論になったわけでございます。その中で、もともとあった保存活用計画をベースにしまして、近年までも同様に考えてきたその内容を刷新すると申しますかベースにつくり直すというようなことが必要になったということでございます。

史跡国泰寺跡につきましては、非常に実存するものはないということもございまして、捉えにくい部分から専門家の方を交えてもどのような活用をしていくかということとは、非常に結論がなかなか出せないでおりますが、やはり歴史の町であります厚岸町にとりましては、非常にシンボリックな文化財だと思っておりまして、この保存活用計画の

中には、まずはガイダンス施設、いわゆる来訪した方にこの史跡がどういうものなのかというものをお示しするもの、それと、あとは周辺の集計ゾーンの整備ということで、国泰寺といえば桜ということで、桜を植えて、来た方に国泰寺の雰囲気味わっていたかどうか、そういうものを中心に今後令和6年度以降、改めて計画を刷新するための予算ということでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 おおむね分かったのですけれども、そうすると、今2点言われましたよね、ガイダンス的要素、それから施設としての魅力がある施設づくりをしていく、ここが国泰寺の今後に向けた取組、町としての方向性と、こういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今申し上げた保存活用計画の中で、例えば今までご紹介している看板等もございますが、それ以上に、この史跡がどういうものなのかというものを、やはり蝦夷三官寺の一つであります国泰寺でありますので、国泰寺の資料を展示している郷土館、こちらのほうの将来のことも考えなければいけませんし、それがガイダンス施設とちょっと重複するような部分もございますので、その辺りをどのように進めるのかも視野に入れながら、国泰寺を紹介できるような計画にしていきたいと思いますところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4目他にございませんか。

8番。

●石澤委員 ここで遺物保存処理業務委託料とあるのですけれども、これは何か金属製の遺物を保存することなのかのですか。どういうもので、どういうふうにしていくのか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 遺物保存処理業務委託料でございますね。

こちらにつきましては、当町から出土しておりますアイヌ文化器と思われる、いわゆる出土品、物で言いますと、いわゆる刀のようなもの、それと鍋ですとか、そういう発掘されたものがほとんど鉄製のものですね。いわゆる錆びた状態での保存となっておりまして、錆びでございまして、当然酸化しているということで、そのまま放置していきますと、どんどん腐食が進むということでございまして、これは錆びを取るとかではなく、これ以上腐食が進まないような処理を施すというような内容でございまして、

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 そうすると、厚岸にもアイヌ文化のいろいろなものが残っていると思うのですが、このほかに、こういうアイヌの人たちのいろいろな取組、それから生活習慣などもあるのですが、そういうのを一体にまとめたような、そういうことを簡単に知れるような資料というのはあるのでしょうか。見やすいというのかな。そこに行ったら、厚岸のアイヌ文化ってこういうのがありましたよというのが分かるようなものがあれば、子どもたちに伝えられるのかなと思うのですが、そういうのというのは、厚岸にはないのですか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） アイヌ文化に関する資料につきましては、今までも収蔵したものとして、海事記念館に展示してございます。あと、それに際する説明だとかございますし、書籍等でいきますと、情報館にもアイヌに関係するものも、うちの地域に関わる書籍についても置いておりますので、そういうもので知っていただくことは可能かなと考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

4 目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5 目博物館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 目情報館運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 300ページまで進みます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 目社会体育費。

10番。

- 堀委員 資料を要求して出していただきました。厚岸町多目的屋内スポーツ施設あすたですか。たしか、愛称があすたということで、運用開始から現在までの利用状況というものをいただきました。

昨年１月から共用開始されて、本年２月までの資料なのですが、小中学生、高校生、一般というような形の中です。これらそれぞれ、主にどのような競技で利用されているのか。また、利用の仕方というものはどのようなになっているのかというものをまず教えていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） お答えさせていただきます。

資料の１番のあすたの関係でございますが、総人数で申し上げますと、利用の合計が7,978人。その主な内訳でございますが、まず一番多いのが少年団の野球ですね、6,519人。その次に多いのが陸上の少年団、304人。それと、個人の方でゴルフをされる方、188人。パークゴルフの利用が79人ということ。それとその他、このジャンルについてはちょっと集計にないのですが、団体利用と申しますか、が888人ということで、合わせて7,978人ということでございます。

- 委員長（竹田委員） 10番。

- 堀委員 そうすると、小中学生ぐらいまでが、主に野球、陸上というようなことなのかなというふうにも思います。この資料を見たときに、昨年１月からの共用の中では、子どもたちはある程度、そういう利用の中でこれだけの数が見込めるというのはいいのですけれども、大人の数というものが、一般ですね、一般の利用者の数というものが昨年の１、２といったものと比べて中でも減っている。そこら辺、何かあるのか。

また、実際に供用開始されて14か月たっているわけなのですが、その中であの施設の感想ですね。何かしらこういうものがあつたほうがいいのではないのかとか、そういうような声というものはあるのかどうなのか。ここら辺についてお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） オープン当初、令和５年１月４日のオープンでございますが、１月の段階から大人の利用がちょっと減ってきているのではないかとということでございます。

大きな要因として考えられるのが、少年団の関係、野球、陸上、特に野球が飛び抜けて多いものですから、同時に利用できるという、申込みの段階で、例えば利用があればそこには入れないということ。それと大人の方については、ゴルフですとかパークゴルフがメインかと思われそうですが、いわゆる天候がよければ屋内は使わないということもあ

って、天候が悪いと少年団も屋内でやるということで、被る部分がちょっと大きいのかなというふうに感じております。

次に、何か施設関係の要望はないかということでございますが、過去の議会でもピッチングマシンという声はあったかと思います。これについては、安全面から整備することは難しいという結論に至ったかと思います。あと、考えられる私が知り得る中では、若干暖房が少し足りないというようなこともございまして、ジェットヒーターを追加したという経過はございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 分かりました。

そうすると、利用の状況として結構混み合うところがあるという話なのですが、けれども、利用申請、優先、早いもの勝ちという話になっちゃうのでしょうか、それとも、ある程度少年団のほうを優先にするとか。そのような利用申請の受付というのはどのようなになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 基本的には、優先ということではなく、それぞれの団体から月ごとの利用ですとか、例えば少年団であれば、何月はいつ、屋内で夜とか使う場合とか、夕方とか、そういうことで、まずは基本としては申込みが入っていれば、ちょっと利用が入っておりますのでということになろうかと思います。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 日中であれば少年団活動がやるだろうし、夜間であれば、もっと一般の方々も使うようなふうになれるのかなというふうにも思うのですけれども、現状あそこは9時まで使えるようになっていると思うので、恐らく子どもたちはそんな遅くまではやらないと思うのであれなのですけれども、そういった中で、主に一般の人方というのは、夜間の使用というものが当然多くなるのかなというふうに思うのですけれども、としたときには、なおさら暖房がやはり寒いなという、私が昨年1月のときの開所オープンするときにも行って、ジェットヒーターで暖を取られていましたけれども、あの段階でも寒いので、恐らく夜間であればもっと寒いのかなというふうに思いますので、ジェットヒーターを増やしたということでもいいのですけれども、逆に、夏場の利用といった中で、暑かったですよね。雨の日でもむしむしした中で暑いというような状況というものがあつたのですけれども、そういうような中で、もっと風通しがよく、できれば冷房が利けば一番いいのでしょうか、そのような要望とかというものは利用されている方々からないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時05分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 大変貴重なお時間、申し訳ございません。
まず、夏場暑いのではないかということで、何か言われたいかということかと思いますが、実はあの施設には大型の換気扇が2基ついております。それで利用者の中では、あそこは直射日光がそんなに多く入らないものですから、利用者の中からは、暑いのは暑いのでしょうけれども、冷房設備を整備してほしいとか、そういう声はないということでございます。夜間につきましては、ちょっと今確認させていただきましたが、基本的にはゴルフの方、大人の方、それと大人の方が野球の練習で使う方がいらっしゃるということでございます。

- 委員長（竹田委員） いいですか。
6番。

- 中川委員 新聞報道について質問をしようとしたのですが、委員長の配慮をいただきまして、ここで質問せいということで、再度させていただきます。ありがとうございます。
さっきの話にまた戻るのですが、私、さっき生涯学習課長が答弁してくれたのと違って、また大きく考えていたものですから、そうしたら、指導者は休みのときにやるんだと。そして、あとは先生が、今までどおり先生がやるのだと。こういう私、先ほどの答弁の解釈したのですが、それでよろしいのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） そのとおりでございます。
大きく捉えるという意味では、部活の地域移行は令和5年度から着手しまして、今お話しされた令和6年度については、まずは休日の部活動のうち、一部分ということで、陸上と吹奏楽というのが令和6年度の目標でもありましたし、今後実際に進めていくところでございます。
この後のスケジュールとしましては、令和7年度については、中学校の部活動の土日の部活動を全て移せないかということで検討を進めてまいります。同時に、その後、令和8年度については、平日の部活動のうち、一部分を地域に移行できないかというふうに拡大してまいります。

最終的には、令和9年度以降に、平日も休日も含めた部活動の全てを移行できるよう検討してまいりたいということで、あくまでも大きく捉えていたというのは、間違いではないのかなと思っております。令和6年度は土日の一部ということで、部活動でいえば、二つの部活動ということでございます。

●委員長（竹田委員） 6番。

●中川委員 先ほど私が言いましたように、音喜多委員が一般質問しているのです。それを聞いていて、私ちょっと思ったのですが、私の聞き違いかもしれませんので、ちょっと30秒ほど休憩取っていただけますか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時09分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
6番。

●中川委員 私、ここ、またさっきから、これ戻るのですけれども、部活が、先ほど課長から聞いて分かったのですけれども、私間違いだなと思ったのですけれども、この大きな活字で、部活が地域移行にするのだという、その私捉えたものですから、何で、その生徒から会費を取るのだろうと。そしてその会費で指導者に払うのだと、おかしいのではないかと私ずっと思ってたのです。一般質問から今日まで。そうしたら違うのですよね。この活字は部活だ、部活だと言うから、体育のときの部活で、それを私はね、そういうふうに解釈したのですよ。そうしたらね、休みのときとか、将来は今言ったように9年、段々こうね、普通のときもそういうふうに移行していくのだと言うのですけれども、私、そういうふうに、この24年度の陸上も吹奏楽もそういうふうに捉えたものですから、そうしたら違うのですよね。そうしたら休みのときだけですよ。それ指導者がお世話になって、そして生徒からお金を、お金っていうのかな、何っていうのかな、会費をもらって、そして指導者におあげするのだと、こういう解釈なのでしょう。それなら何も私、問題ないと思うので、おかしいな、部活が何で、学校の授業なのに、何で生徒からと思ってたのですけれども、今質問で答弁で分かったのですけれども、そういう解釈でいいですね、私の解釈でね。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 謝礼金という形で、指導いただいた方には、基本的には謝礼金というものを子どもというか保護者の方に負担していただいて、指導いただい

た方に謝礼金をお支払いするということになります。

部活動につきましては、一般質問の際にもそう書いたかと思うのですが、教員の方の献身的な努力によりまして成り立っていたということで、今後につきましては、働き方改革含め、そういう形には国の指針としてもならないということですから、これは一般の方が指導する際には、やっぱりお金を取るということよりかは、やはりそれに見合った謝礼金をお支払いしなければならないということでございます。

現在検討している中では、令和6年度につきましては、実は国の補助金がございます、これを実証事業ということで、移行に当たって、いわゆる謝礼金を保護者に負担してもらうようなことも検証しながらということで、国の補助金がありますので、そちらを活用して、まず試行的にやってみるということで、令和6年度は保護者負担はございませんが、順次この後、先ほど申し上げた、令和7年度、8年度と進むに当たっては、保護者の負担も実際出てくるというような形でございます。

●委員長（竹田委員） 6番。

●中川委員 そしたら、今、課長から答弁いただいたのですけれども、この指導者なのですから、今現在あるサッカー少年団、あれと大した変わらないような私、気がするのですけれども。そうでもないですかね。私は、少年団は逆に今払っているのだろうか、少年団は。私、こんなこと言ってどうかと思うのですけれども、課長もご存じだと思うのですけれども、うちの義理の息子が少年団のリーダーでやっています、いろいろ苦労したような話聞いていますから、あれなのですから、その少年団と同じようなものなのだけれども、こっちでも父兄から、中学生は何も報酬も何もありませんから親が払うのですけれども、親が払うと、あるいはまた、国から来たやつを何とか、何かちょっと、私にしたら合点がいかないというか、ちょっとあれだったのですけれども、私の解釈はあれだなと思うのですけれども、段々質問している間に答弁してもらっているうちに、段々分かってきたのですけれども、分かってきたのですけれども、何か最初の取っかかり私の気持ちというか考え方が、あれあれあれあれと思ったものですから、一般質問以来ずっとここまで今日まで考えて、考えてきて、こういう質問になったのですけれども、大分分かってきました。今私の質問でもうちょっと私のあれでも分かるように、もうちょっと答弁してください。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） この間、議会の中で何度かご説明させてもらったのですけれども、今中川委員がおっしゃるのが現実だと思います。それぐらい複雑なものですね。これから、先ほど課長も話しましたけれども、保護者にも説明会を開いていくのですけれども、同じような質問が必ず出てくると思いますので、ここで一回また説明させていただきますと思います。

先ほど委員が、「部活動は教育活動でしょう、なのに」ということだったのですけれども、まさにそうなのですね。ただ、何が違うかというと、教育課程、いわゆる学校で

しなければならない教育課程には入っていないのですよ、部活動は。だから何かというと、大切な教育活動なのだけれども、学校がしなければならない教育課程では入っていません。だから、ないところもあります。必ず教育課程に入っているものは、国語は必ず勉強しなければならないのです。でも部活動は、大切な教育活動だけれども、別にそれはやる必要がない。

ではどうして今までやってきたかという、先ほど課長が言っていた、献身的な教員の姿勢、そのボランティア精神にのっとなってやっていたのです。ですから、拒否もできたのです。でも、皆さんも部活されていた経験あるかと思いますし、私もそうなのですけれども、その経験があるから、部活動を指導するのは教員なのだというのはすり込まれているのですよね。では、その教員に対してお金を払っているかと払っていないですし、無償でやっています、教員は。仕事を終わってからやってもいますし。

そういうところから、もうそういう時代ではなくなって、そういう中で、例えば私は一生懸命部活を指導しました。その先生が、昨年だったと思いますけれども、亡くなったのですよ。遺族から訴訟がありました。何で部活動を教員にやらせるのだ。その結果は、敗訴。市、学校側の敗訴で、賠償金を払う。部活動をさせた学校と市に。そういう判例もこれからどんどん出てきます。

そういうことを考えていくと、もうボランティア精神で先生たちに部活動を指導してもらうのはもう無理だというふうに、今、国は判断しました。なので、地域のほうに移行していかないと、部活動のいろいろなリスクをしょいながら指導するということは、だんだんできなくなってくるということありまして、それでこれからは地域のほうに移行していきましょと。

地域の中に先生が入ってもらうのであれば、それはオーケーですと。それは今度は兼職となって、公務員の場合は別の職業を持てないのですけれども、兼職兼業届をしかり出せば、地域の中で教えて、謝礼ももらえるということもできますよというふうに今制度が変わってきました。

そんなことで、では少年団はどうなのかと。先ほど少年団と同じでないかと、実際は少年団と同じなのです。でも何が違うかという、少年団は指導者に対して謝礼を払うということは基本的にはしていません。月謝だとか。最後にお礼みたいなのを払ったりする、私も受け取っていましたが、お礼みたいなのはもらったりはしますけれども、基本的に月謝みたいなのはないです。でも、これからクラブ活動化するときにはきちんと謝礼を払うというそういう形なので、少年団とクラブ活動の違いは、大きくいったときに謝礼があるかないか、指導者はきちんと謝礼をもらえるかというところは大きく変わってくると思います。

なので、新聞報道にもありました、これからの課題は、全国どこでもそうなのだけれども、きちんとした指導者が確保できるか。それから謝礼も含めて財政を確立できるか。これを検証するために、来年度2団体、全部で4団体の検証していきながら、指導者にどれくらいお金を払えばいいのかということも検証していきながら、土曜日だけ。

ここも誤解されるのですけれども、平日は、まずは教員がやってきます。今まで土曜日も教員がついていて、大会だとか、そういうところに行っていたのですけれども、そ

れについては、この2団体については、基本的にはクラブ活動で行っていくという考え方になってきます。

急に地域にぼんと丸投げされても地域のところに受け皿がなかったりすると大変なので、先生方は少しずつ移行するような準備。それから指導についても、地域指導者と学校指導者の考え方が違いますから、どちらに寄せるかという、この二つをどうするかは、完全に地域に移行する。地域の指導者の考え方、学校の指導者の考え方。両輪ではなくて、少しずつ地域の考え方に移行していく。

この先生たちは何年かしたら異動していきますから、終わったときにはきちんと地域に移行されているというような準備をするために、4年間かけて、まずは休日の一部、次は休日の全部の部活動、次に令和8年度には一部の平日の部活動、最終的に令和9年度以降は全部活動を地域に移行するというスケジュールで行っていくということで、これをいろいろなところで今説明していきます。

ということで、大きく私たちの経験がなかなかそこに追いついていかないのですけれども、これから丁寧に、丁寧に説明させていただきたいと思います。ご理解ください。

●委員長（竹田委員） 6番。

●中川委員 最後に教育長の答弁いただきまして、なるほどな。そして、この新聞記事と、私が読んでいるあれで、なるほど、こういうことをここに、新聞に書いているのだ、こうだ、あだって、ようやくここがあまりいい過ぎるものですから、ようやく理解できました。ありがとうございました。終わります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

2目社会体育費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

308ページ、3目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目学校給食費。

312ページまで進みます。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で9款教育費を終わります。

314ページをお開きください。11款公債費に入ります。

11款1項公債費、1目元金。

7 番。

●南谷委員 11款 1 項、1 目元金です。

委員長、2 目の利子も関連がありますので、若干ですけれども、併せて質問してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

町債は、令和 6 年度対前年費で4,373万9,000円の減と試算をされております。資料要求をしております。資料のほうを見ていただきたいと思います。皆さんのほうにもう行っているのだろうか。一般会計、町債、現在高の推移を見てください。これは、平成29年から令和 5 年度までの資料でございます。

まず、町債、元金償還額を見てください。平成30年 9 億7,500万円が、令和 5 年度、一番下ですが、9 億8,000万円、やや微増となっているのかなというふうに理解をいたしました。次に、年度末、町債現残高は、平成29年92億6,873万4,000円でございます。それが平成30年度95億147万2,000円。ここから、9 億円台、100億円を切っていたのですけれども、令和 5 年度末、一番下でございます、123億5,909万5,000円。令和元年の110億円から令和 5 年度のこの 5 年間で10億8,893万3,000円、5 年間で10億8,800万円増えました。さらに、令和 6 年度末、この予算書によりますと、年度末には131億7,256万1,000円となります。

一方、年度末、左側なのですけれども、人口推移を見てください。令和元年から令和 5 年度までに、この 5 年間で人口は782人減少します。当然、将来人口推計が非常に下がるということが如実に出ていていると思います。

そこでお尋ねをさせていただきます。令和 6 年度末の131億7,256万1,000円、この町債残高をどのように受け止めておられるのかをお尋ねさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この資料に基づきまして、簡単にお話をさせていただければと思うのですが、まず、この町債の借入額が平成30年から10億円台になったという経過でございますが、やはり大きいところでいきますと、2 か所の認可保育所、これが老朽化に伴った施設の更新、それと大きいところでいきますと、情報ネットワーク I P 告知ということで、テレビ電話、こちらの更新、それとあと各家庭にもあります、これも防災無線のデジタル化、そして津波避難階段ということで、老朽化した施設の更新、それと防災・災害対策の実施してきた結果ということでございます。

そういった中で、今回、残高が130億円になるということで、今回もこの大きい要因といたしましては、これから建設に伴います防災交流センターということでございます。そういった中では、町民の暮らしに必要な整備をしてきた結果だとはいえ、やはり起債残高が増えてきていると、委員もおっしゃるとおり、人口が減ってきて、なおかつ起債が増えてきているということでございます。

この町債につきましては、やはり一つは、このメリットというのは、世代間の公平性の観点ということで、要は、今使っている人たちだけではなく、将来もこれを使うとい

うことで、そういった中ではいろいろな道路、またいろいろな施設、これを整備する際には、最も必要な活用する財源というものがこの町債であります。ただ、やはりこの町債を使うことによって、後年度の財政負担というのがやはり出てくるといいうのも実際は結果ではございます。

そういった中では、将来も含めた中での施設整備ということで、これは3カ年実施計画でもそうなのですが、やはり優先度を決めながら、この事業を進めていくということで、あくまでもこの結果ということにはなっております。ただ、この負担をどうしていくかということも一方では考えてはいかなければならないあれであります。

今回4,300万円というのが減額、元金の返済とは減額であります。ただ、これは過去に借りてきた起債が減ったり増えたりということで、この結果ではございますが、令和7年度以降、これらの整備した、例えば保育所だとか、先ほど防災関係の対策をしてきた、こちらのほうの元金が始まっていくと。ただ片一方では、過去に借りた起債が減っていくということで、こちら増えたり減ったりはするのですが、間違いなく令和7年からは増えていくということは間違いありません、ここはですね。ただ、私たちのほうでも、やはりこの起債、そして元利償還を返していくということの中では、一番はやはり単年度の負担が増えていったり減ったりというのをできればバランスよくこの償還をしていきたいと考えております。

そういった中では、この起債の種類、また資金区分によるのですが、少しでも平準化をしながら、その単年度の財政運営に支障がないようにしていきたいというのは思っているところでございます。ただ、これはあくまでも130億円に今なっているのですが、まだまだ大型事業が控えております。そういった中では、今の厚岸町のこの財政からいきますと、やはりこの町債に頼らざるを得ないということでもあります。ただ、全部が全部町債を発行いたしますと、かなりの残高、そして償還負担とかが出てきます。そういった中では、やはり補助金の活用、または有利な起債を少しでも活用して、そしてそれを交付税で、後年度負担でいただくというような起債を活用していかなければならないと。

今の段階でいきましたら、この残高、大変重く受け止めてはおります。ただ、町民生活にとってはやらなければならない事業、こちらもありますので、そういった中では、このバランスを考えながら、この行政財政運営をしていかなければならないと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 非常に、今日のこの130億円に積み上がってくるまでに、私も議員でいたわけでございますから、毎年、予算は反対討論してきたわけでないの、責任の一端もあらうかなと感じております。今後の上に、より一層、施設は造っていかなければならない。町政運営は大変だと思います。そういう点では、町長にますます頑張ってくださいなと思います。

その上で、2目の利子なのですけれども、今日、現在、固定金利で、私の知っている範囲では0.23%くらいと判断をしております。ですけれども、今日の状況からすると、

今後この固定金利が変わってくるのではないのかと、アップしてくるのではないかということは、それだけ町債の大きさに比例して、ますます大きくなっていく。金利も、今まで以上に重くなっていくというふうに捉えているのです。今後の金利の状況についてどうなっていくのか、説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

委員も懸念するところ、利息が、利率が増えていくということで、今の経済状況でいきますと、確かに金利が増えていっております。

私ども借りた際、これは緊防債の30年でちょっと例を出してお話しさせていただければと思うのですが、令和元年度に借りたとき、これは0.3%で借りておりました。これが令和4年度では1.10%。そして令和5年度、今の財政融資資金の利率でちょっと申したのですが、これが今の3月1日現在でいきますと1.4%ということでございます。

そういった中では、この大型事業をやる部分では金利、これももちろん負担を見なければならぬ。それプラス、今やはり資材高騰、人件費の高騰ということで、労務単価が上がっているということで事業費が増えていくという可能性がやっぱりあるということでございます。そういった中では、事業を進めていく上では、そういったところも見越していきながら、本当にこの事業の優先度を考えながらですね、進めていかなければならないというところでございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 目元金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 目利子。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、11款公債費を終わります。

316ページ、12款給与費に入ります。

12款1項1目給与費。

4 番。

●金子委員 給与費について教えていただきたくて質問させていただきます。

特別職、一般職、人件費と、会計年度任用職員の人件費の内訳についてなのですが、010の給与、020の報酬と給与、この給与や職員の人数に応じて、各010、020の手当というものは、給与の合計だったり人数に応じて、大体それに比例して全部のものがいい

るのですが、共済費の健康保険料だけは、010は466万円、020の会計年度職員のほうは1,645万円で、この部分だけ金額的に逆転しているのですが、なぜこの部分は逆転しているのかと、もう一つお聞きしたいのが、これが逆転していることによって、職員の方々の健康保険料の自己負担というのはどのようになっているのか。ちょっと無知な部分もあると思うのですが、ちょっと自分では調べても分からなかったもので、簡単に教えていただけると幸いです。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 答弁させていただきます。

給料のほうは、こちらは、基本的には職員のほうは共済組合に入りますので、社会保険料ではなくて共済組合の納付金のほうになります。この一部は、健康保険というのは再任用の職員ですね。そちらのほうで、人数自体がそこでもう違います。会計年度任用職員のほうは、基本的には、こちらのほうが健康保険、社会保険のほうに入っている人数が多いので。職員のほうはあくまでも、普通であれば共済組合、共済組合という社会保険の制度といいますか、そちらのほうに入っているのです、金額的には違うということになります。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 すみません、ありがとうございます。

では、特別職、一般職の人たちと会計年度任用職員の人たちの、この健康保険料だったり共済組合というところですけども、こういうものの自己負担分というのがあります。多分、町が負担してくれる分と自己負担分というのはあると思うのですけれども、その辺りというのは、同等なぐらいの比率でいくと自己負担をしているということと考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） それぞれの保険のほうで自己負担というのがありますので、それは同じような形になります。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1目給与費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

以上で12款給与費を終わります。

320ページ、13款1項1目予備費です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 322ページから325ページは、給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条、継続費です。

継続費については、7 ページの第2表継続費と、326ページの継続費に関する調書となります。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び1 ページにお戻りください。

第3条、債務負担行為です。

債務負担行為については、8 ページの第3表債務負担行為と、327ページ、328ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び1 ページにお戻りください。

第4条、地方債と、329ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 再び1 ページにお戻りください。

第5条、一時借入金です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第4号からは、款、項で審査いたします。

10ページ、第1条、歳入歳出予算です。

11ページ、12ページは、第1表歳入歳出予算です。

330ページ、331ページは、事項別明細書です。

332ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項国民健康保険税。

7番。

- 南谷委員 1款1項1目国民健康保険税3億4,760万1,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

国民健康保険税、対前年比、この試算でいきますと2,025万8,000円の減額計上でございます。この減額になった内容について説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

まず、こちら現年分で申し上げますと、現年課税分が1,888万6,000円減っております。この減った要因でございますけれども、まず、被保険者数は過去5年間の平均を取っておりますけれども、この被保険者数を181人減らしております。この被保険者数を181人減らしたことによりまして、金額では1,059万3,000円、こちらがまず下がります。さらには、国民健康保険税の税率改正がありまして、この税率改正では、同じ所得金額だとしますと6.4%で2,315万9,000円下がるというふうになっております。合わせますと3,000万円以上の減にはなるのですが、令和6年度の所得、課税所得が令和5年度よりも、我々の試算では9,400万円ほど増えるということもありまして、この辺を計算していきますと、現年度分が1,888万6,000円減額ということになります。

- 委員長（竹田委員） 7番。

- 南谷委員 分かりました。

ちょっと、ここに記載がないのですけれども、保険税の徴収の時点ですね、お尋ねをさせていただきたいと思います。

国民保険の被保険者は、対象者は75歳のときから75歳の誕生日を迎えますと、多くの人は後期高齢者医療保険のほうに変わります。質問したいのは、この誕生日、75歳になる対象の年の請求方法なのです。75歳未満のときに、当該年度、今年74歳で新年を迎えます。4月の時点ではまだ74歳でございますから、そのときに国保税は、その年、9回に分けて支払います。ところが、実際に請求が来るのは、誕生日までの月の分しか来ません、75歳の方は。その後、後期高齢に切り替わるのですよ、誕生日以降は。

何を言っているかといったら、二、三か月後に後期高齢の保険証と請求書が来ますよ。そのとき初めて後期高齢の保険証が来るのです。ところが、その誕生日の来た時点では、まだ国保の保険料を払っているのですよ。9回に分けて春に、4月か5月に請求が来ますから。そうすると、誕生日までの保険料ですから、今年は国保税下がったなと思うのです。後期高齢の分のことが全くその時点で連絡来てません、当事者に。今年は下がったなと思って安心して9回払っているのですよ。ところが、誕生日過ぎてはまだ払っているのです。ところが誕生日過ぎて2か月ぐらいしたら、後期高齢の分を払ってくださいとぼんと切り替わった残りの月の分、来るのですよ。誕生日月から後期高齢に変わるので。それで、同じ年度なので、どちらかでね、後期高齢がいいのか、国保のほうがいいのか、いずれ今年は誕生日が来るので、保険料はこうなりますよというような通知が私は必要だと思うのですよ。

何とかひとつ、保険料は確定していないかもしれないのですけれども、国保税を9回に分けて払うのですけれども、誕生日過ぎては払っているのです。そのときにね、誕生日過ぎて2か月後にぼんと来るものだから、あら今年、まだ国保税税払ってないのに後期高齢も払わねばいいのかと、こういう疑念に思います。ですから、一生に一回のことかもしれないのですけれども、事前に何かいい方法で検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（鈴木課長） お答えさせていただきます。

当初賦課につきましては、75歳になられる方は、75歳までの月割課税でもって計算しております。ですので、いつもの年よりは若干保険税というのは下がっていることとなりますけれども、保険税ですので、当初賦課の保険税は、決まった納期で分けて分割で払うということもありますので、どうしても9回に分けて請求は行くことになりますが、当初賦課の段階で、後期高齢の方につきましては、事前に説明が何も無いということでもありますので、確かに委員をおっしゃるとおり、なかなか理解してもらえない方もいるのかなとも思います。そういうお話もありますので、来年度につきましては、そういう対象者の方には、なるべく分かりやすいような説明をしていきたいと思っております。

説明方法につきましては、ちょっとこれから検討させてもらいまして、当初の国民健康保険税の納付書に入れるのがいいのか、ただ、納付書には封入する印刷物の数も決ま

っていますので、それ以外に別にご案内というか説明を申し上げるのがいいか、その辺も検討させていただきますけれども、いずれにしても分かりやすい方法で示していきたいと思いますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

1 項国民健康保険税、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4 款道支出金、1 項道補助金。

7 番。

●南谷委員 ここでお尋ねをさせていただきます。

道支出金、ここで、この数字 8 億 5,800 万円ですか、ここで計上なのですけれども、1,900 万円ほど減額になっています、対前年比。この関係でお尋ねをするのですけれども、歳出のほうで、給付費が 1,236 万 7,000 円でございます。そうすると、道補助金の差について、大き過ぎるような気がするのです。何でこうなるのか、これだけ差が出るのか、説明をしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、1,927 万円の減額ということでございますが、初めに、普通交付金でございます。こちらは、昨年度当初 8 億 5,262 万 2,000 円に對しまして 8 億 3,920 万 2,000 円、この差が 1,342 万円の減額となっているところでございます。特別交付金につきましては、昨年度当初 2,492 万 2,000 円、令和 6 年度に對しましては 1,943 万 1,000 円で 585 万円の減額となっていて、合わせて 1,927 万円の減額となっているところでございます。

その差でございますが、まず、普通交付金につきましては、疾病または負傷に関しての療養の給付、または入院時の食事療養費、それから特別療養費、移送費、高額療養費、出産育児一時金の支給、あとは葬祭費の支給に対する交付金となっているところでございます。

先ほど、療養費給付金が約 1,236 万 7,000 円の減となっているところでございますが、そのほかにも療養費とかの減額がありまして、その分、大きなものとしましては、高額療養費の減額が約 100 万円ほどの減額となっております。これで、普通交付金の減額 1,342 万円の減額と、ほぼ同額というような形になってございます。

それと、特別交付金、こちらが先ほど 585 万円の減額となっているところでございますが、まず一つ目に、納付金の減額、これは国民健康保険制度を安定的に運営するため、年齢調整後の医療費水準、所得水準を基に算出した負担金、これが北海道から通知が来ていたところで、これが約 450 万円減額となっております。

そして、もう一つは、健診の減額でございます。これが、昨年度、令和５年度、特定保険指導実施計画策定業務委託料が約130万円ありましたが、令和６年度におきましては、この分が減額となっているところでございます。その差額が約600万円ほどの差となっているところでございます。

- 委員長（竹田委員） １項道補助金、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、昼食のため休憩に入ります。
開始は、13時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

- 委員長（竹田委員） 再開いたします。
５款財産収入から始めます。
５款財産収入、１項財産運用収入。

（な し）

- 委員長（竹田委員） ６款繰入金、１項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） ８款諸収入、１項延滞金加算金及び過料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） ３項雑入。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、336ページ、歳出に入ります。
１款総務費、１項総務管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項徴税費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項運営協議会費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項特別対策事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、1 款総務費を終わります。

次に、342ページ、2 款に入ります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項高額療養費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項移送費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項出産育児諸費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 項葬祭諸費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、次に、3 款に入ります。

3 款 1 項国民健康保険事業費納付金。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、348ページ。
6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項保健事業費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、350ページ。
7 款 1 項基金積立金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、352ページ。
9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、354ページ。
10 款 1 項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 356ページから358ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
10ページにお戻りください。
第2条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございせんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

13ページ、第1条、歳入歳出予算です。

14ページ、15ページは、第1表歳入歳出予算です。

359ページ、事項別明細書です。

361ページ、歳入から進めてまいります。

2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款 1 項町債。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、363ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項公債費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項予備費。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 373ページから375ページまでは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
13ページにお戻りください。
第 2 条、地方債です。
地方債については、16ページの第 2 表地方債と、376ページの地方債に関する調書となります。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。

17ページ、第1条、歳入歳出予算です。

18ページから20ページまでは、第1表歳入歳出予算です。

377ページ、378ページは、事項別明細書です。

379ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項国庫補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項道補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項委託金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項基金繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 10 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項雑入。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、383ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項徴収費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項介護認定審査会費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4 項趣旨普及費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。
8 番。

●石澤委員 ここで、居宅介護サービス費が減っているのですが、その減っている理由を教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

これは居宅介護サービス給付費、二つ目の施設介護サービス費に対しまして、在宅でのサービス、一般的なサービスの給付費の部分となります。これが今年度、前年度に比較し、3,879万9,000円の減ということで5億7,000万円ほど計上させていただいている状況でございます。

さきに補正のときに説明させていただきました、今年度の給付費の3月補正の際に、当初年度から大きく減額をさせていただきました。傾向としましては、令和3年度に比較しまして、令和4年度が少し在宅サービスが落ちてきている。令和4年度の状況を正確に見ないまま、令和5年度の当初予算を計上していく中では、在宅サービスももう少し伸びていくというところで、令和5年度の当初が少しサービス料が落ちない前提でちょっと過大な計上だったかなというふうに考えております。

令和6年度におきましては、6年度以降の介護保険料の算定の際のサービス料を見て

きた中では、令和5年度の当初と比較しまして、当初から現状に合った数字で見積もらせていただいた結果、前年度比、少し大きく差額が出たというような状況でございます。

- 委員長（竹田委員） いいですか。
介護サービス等諸費、ほかにございせんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進めます。
2項高額介護サービス費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3項高額医療合算介護サービス費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4項特定入所者介護サービス等費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。399ページまで進みます。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3項介護予防・生活支援サービス事業費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4項一般介護予防事業費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5項高額介護サービス費等。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 6項その他諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款 1 項保健福祉事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款 1 項予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 413 ページから 415 ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
17 ページにお戻りください。
第 2 条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

21ページ、第1条、歳入歳出予算です。

22ページ、23ページは、第1表歳入歳出予算です。

416ページ、417ページは、事項別明細書です。

418ページ、歳入から進めてまいります。

1款1項後期高齢者医療保険料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4項償還金及び還付加算金。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、420ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2項徴収費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款 1 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号 令和 6 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

24 ページ、第 1 条、歳入歳出予算です。

25 ページ、26 ページは、第 1 表歳入歳出予算です。

428 ページ、429 ページは、事項別明細書です。

430 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款諸収入、1 項雑入。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、432ページ、歳出に入ります。
1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 款1 項基金積立金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 款1 項公債費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款1 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 442ページから444ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
地方債については、445ページの地方債に関する調書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和6年度厚岸町水道事業会計予算を議題とします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。

10ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項特別利益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項営業外費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、資本的収入及び支出です。

14 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6 項補償金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 項他会計負担金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条、企業債です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第7条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第8条、他会計からの補助金です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第9条、たな卸資産購入限度額です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3ページ、4ページは、予算実施計画です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6ページから9ページまでは、給与費明細書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 16ページから19ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 20ページは、令和5年度予定損益計算書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 21ページから24ページは、令和5年度予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和6年度厚岸町下水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3 項特別利益。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項営業外費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 項特別損失。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、資本的収入及び支出です。

17 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4 項他会計補助金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 7 項負担金等。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 4 条の 2、特例的収入及び支出です。

第 5 条、継続費です。

継続費については、11ページの継続費に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び、2 ページにお戻りください。

第 6 条、債務負担行為です。

債務負担行為については、12ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び 2 ページにお戻りください。

第 7 条、企業債です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3 ページ、第 8 条、一時借入金です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第 9 条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第10条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 第11条、他会計からの補助金です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 ページ、5 ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 ページから10ページまでは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 19ページから22ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 23ページ、24ページは、予定開始貸借対照表です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和6年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。

13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

7 番。

- 南谷委員 1 款 1 項医業収益でお尋ねをいたします。

町立病院、医業収益、医師の皆さんが 1 人いなくなると、令和 6 年度。常勤医師の人数というのは、この収益に大きく影響すると私は思います。常勤医師が 4 人から 6 人になりますけれども、診療体制に問題はないのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 常勤医師の状況でございますけれども、今年 3 月末でもって 1 名退職されて、4 名から 3 名になるというところでございます。この少なくなる部分の原因につきましては、定期の支援医師を確保しながら、診療体制を維持しながらやっていきたいというふうに考えてございますので、今のところはその分の医師が、常勤ではおりませんけれども、人数的には確保しておりますので、診療については問題ないのかなとは思っております。

ただ、そういった中でも町立厚岸病院で対応できる患者の状況ですとか、そういったものがございまして、それにつきまして、対応できないものにつきましては、釧路市の病院へ速やかに紹介をかけていくというような流れの中で、診療の体制、町民の皆さんの部分の対応をしっかりと図っていきたいなというふうには考えてございます。

- 委員長（竹田委員） 7 番。

- 南谷委員 ちょっと広がるのですけれども、委員長、許してください。

医師 1 人が退任することで、給与というのですか報酬というのですか、それも変わってくるだろうし、診療患者数にも影響があると思うのですよ。令和 5 年と比較をすると、あんまり差異がないのですよ。令和 5 年と 6 年の数字を見させていただいたのですけれども、実際のところ。でも僕の感じでは、医師が 1 人いなくなることによって、大きく診療患者数に影響があるのかなという受け止めをしていたのですけれども、あんまり令和 5 年と 6 年度の数字を見ると、数字の上ではあまり差がないなというふうには見えます。実際に、1 名減になることによってどのような影響が出るのでしょうか、この収支上。

- 委員長（竹田委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 常勤医師の部分が 4 名から 3 名に変わる、1 名減になるというところの影響でございますけれども、今回予算の状況でございますけれども、4 名から 3 名に常勤の医師は減りますけれども、診療科が減るわけではございませんので、診療科はそのまま維持しますので、そういった部分については、予算上は当初計画の段

階では影響はないだろうというふうには見ておりますけれども、ただ、これにつきましてはまだ当初予算の段階ですので、今後その疾病の状況ですとか、そういったことを勘案していく中では影響が出てくるものだと思いますけれども、常勤医師がいなくなる分、定期の支援医師で確保しますので、そこについては問題ないのかなというふうには考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 佐々木院長ですよね、今現在、現時点で。院長は、小児科も担当されているということで、小さいお子さんを持っている町民にとっては大変心強いわけですが、すけれども、院長にはずっとやっていただきたいと思うのですが、この辺の見通しというのはどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 院長でございますけれども、院長の部分につきましては、今年度末をもって本当は定年退職というような年齢にはなるのですが、その部分は、小児科医という部分もございまして、小児科医の部分の確保が非常に難しいと。これは厚岸町だけではなくて、全国的な問題になっているのですが、そういった中で院長と相談させていただいて、院長のほうからは、「引き続き病院のほうに勤務させてください」というようなこともあったものですから、それを私どものほうからお願いして確保させていただいたということでございますけれども、今後につきましては、定年年齢に達しておりますので、今後につきましては、毎年度毎年度の中で対応という形になりますけれども、院長に代わる医師の確保に向けても、継続的にやっていきたいなというふうには考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 委員長、相対収支になってしまいますのですよ。ですから一番最後はよろしいですか。一回だけやらせていただきたいなと思います。

●委員長（竹田委員） いいですよ。

●南谷委員 いいですか。ありがとうございます。

相対収支でお尋ねをさせていただきます。令和5年と令和6年度の予算書を比較しました。そうしたら、あんまり変化ないんですよ、はっきり言って。ただ、繰入金が違いますよ。繰入金も含めて令和5年と令和6年の収支状況はどう違うのか。今の時点では相対収支、当然、歳入歳出合わせるわけですから、義務的繰入れが全く同じような数字でございます。ただ、私なりに見たら財源調整分の繰入れが若干増えている。若干というかな、判断、結構増えている。その足りなくなる部分はどこなのか。令

和5年と令和6年と比べて、令和6年の財源調整部分の繰入れが多い。その部分の差額、それから、令和5年と6年度の差額分はどういうことでそれだけのものが出るのか。この点について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 繰入金の関係でございますけれども、繰入金につきましては、昨年度と同じ額で3億8,800万円当初計上してございまして、この額につきましては、繰出基準が定められておりますので、この当初ルールの中で繰出基準分だけを当初計上させていただいているという状況でございます。

収支の状況でございますけれども、令和5年度と令和6年度の差異という部分になりますけれども、令和5年度につきましては、当初予算ベースで約3億円ほどの赤字で当初計上させていただきました。今回、令和6年度につきましては、収支を見まして、今回当初予算の段階では2億3,500万円ほどの収支不足と、赤字の予算ですけれども、計上させていただきました。この差額が大体6,000万円ちょっとでございますので、これらにつきましては、一般会計からの相談となりますけれども、最終的にはこの部分が病院会計上は収支が整わない部分となりますので、これは今後、12月ですか3月の補正に向けた繰入金の考え方の部分になると思いますけれども、委員をおっしゃいましたとおり、不良債務部分、不採算部分が非常に多くなっておりますので、これに充てるといことで、これは一般会計のほうと調整をさせていただきながら、今後また対応していくという形になるかと思っております。

●委員長（竹田委員） いいですか。

1 項医業収益、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 項医業外収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、14ページ、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2 項医業外費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、資本的収入及び支出です。

19 ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第 5 条、企業債です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 6 条、一時借入金です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第 7 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で

す。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第8条、他会計からの補助金です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第9条、たな卸資産購入限度額です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3ページ、第10条、重要な資産の取得です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4ページ、5ページは、予算実施計画です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 7ページから12ページまでは、給与費明細書です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 20ページから22ページまでは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 23ページは、令和5年度予定損益計算書です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 24ページから26ページは、令和5年度予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和6年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は終了しました。

よって、令和6年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後1時36分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 6 年 3 月 13 日

令和 6 年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長